

給水装置一部先行工事取扱要綱

第1条 この要綱は、区画整理事業及び開発行為等において道路舗装に先行して、給水装置工事の一部を施行する場合に必要な事項を定める。

第2条 この要綱における用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置一部先行工事（以下、「先行工事」という。）とは、給水装置工事のうち配水管から分岐し、止水栓までの工事をいう。
- (2) 管理者とは、新潟市水道事業管理者をいう。
- (3) 工事業者とは、新潟市指定給水装置工事事業者をいう。
- (4) 申込者とは、先行工事の申し込みをした者をいう。

第3条 先行工事をしようとする者は、工事業者を定め、給水装置一部先行工事申込書により、管理者の承認を得なければならない。

2 この場合において、新潟市給水条例に定める加入金及び工事検査手数料の徴収は行わない。

第4条 先行工事を施行する者は、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 先行工事の取り出し口径及び取り出し箇所は、宅地分譲後の建築家屋の予定位置を考慮し、決定するものとする。
- (2) 先行工事で施工した給水装置（以下、「一部先行給水装置」という。）は、給水を開始するまでの間止水し、防護等の措置を講ずること。
- (3) 一部先行給水装置について変更又は撤去等の必要が生じたときは、申込者は入居者等と充分協議のうえ費用負担の方法を決定し施工すること。

第5条 申込者は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう、一部先行給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の管理義務を怠ったために生じた損害及び、一部先行給水装置の変更又は撤去等に要する費用は、申込者が負担するものとする。

3 漏水等の原因が明らかに施工不良によるものである場合、修繕等に要した費用は申込者が負担するものとする。

- 4 申込者が、一部先行給水装置の管理を移管又は譲渡等するときは、移管又は譲渡先等に対し、本要綱に基づく責任等を説明し、継承しなければならない。

第6条 一部先行給水装置により給水を受けようとする者は、新潟市給水条例及び同施行規程の定めるところにより管理者に工事の申し込みをするものとする。

附 則

- 1 この要綱に疑義が生じたときは、管理者が決定するものとする。
- 2 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 3 この要綱の改正前の規定に基づき提出された誓約書は、平成29年3月31日をもってその効力を失う。